

所得税の確定申告は自分で作成してお早めに

平成24年分の所得税の確定申告が2月18日（月）から下記会場ではじまります。期間間近になりますと、大変混雑し、長時間お待ちいただくこともあります。申告書はできるだけ自分で作成して、お早めに提出してください。

◆確定申告

会場	期間	受付時間
名寄税務署	2月18日（月）～3月15日（金）	午前9時～12時 午後1時～5時
町民センター1階子供会室	2月18日（月）～3月14日（木）	午前9時～11時 午後1時～4時

申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の確定申告書等作成コーナーで作成することができます。

◎確定申告が必要なかた

次に該当する人は、所得税の確定申告が必要ですので、期間内に申告を済ませてください。

- ① 給与の収入金額が2千万円を超えるかた
- ② 2箇所以上から給与を受けているかた
- ③ 給与所得のほかに、年金や事業所得、不動産所得などがあるかた
- ④ 年末調整をしていないかた



◎還付申告

年末調整が済んでいるかたで次に該当する場合は、確定申告をすることによって、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ① 家屋を住宅借入金等で新築、購入又は増改築等をした場合
(住宅借入金等の控除等で初めて還付を受ける場合、必ず申告が必要です)。
- ② 多額の医療費を払った場合など

◎申告に持参するもの

- ① 印鑑
- ② 確定申告書
- ③ 収入や経費の証明できる書類（源泉徴収票、収入内訳書）
- ④ 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料の各控除証明書、医療費控除の年間支払額が証明されている書類（領収書等）
- ⑤ 還付申告のかたは本人の預金口座がわかるもの、納める方は口座使用印鑑も持参ください。

◎要介護認定者を対象とする障害者控除について

身体障害者手帳、精神障害者手帳を有しているかた等が障害の程度に応じて、障害者控除、特別障害者控除の対象とされていますが、介護保険法の要介護認定により普通障害、特別障害に準ずるとして町長の認定を受けた場合に、障害者等と同様に控除の対象となります。

新たに控除を受けるためには町長が発行する認定書が必要となりますので、詳しくは保健福祉課介護保険係（TEL32-2000）までお問い合わせください。

◎医療費控除について

納税者本人や家族のため1年間に支払った医療費の一定額（「10万円」または「所得の5%」のうち少ない方の額を医療費から引いた額）を「医療費控除」といい、所得から引くことができます。

控除できる「医療費」には、介護保険の利用者負担の一定額も含まれます。施設や事業者が発行する領収書をきちんと取っておき申告してください。

(9) 広報わっさむ 平成25年2月号

生命保険料控除が変わりました。

生命保険料控除が変更され、次の①～③までによる各保険料控除の合計適用限度額が12万となりました。

① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社と締結した保険契約などのうち介護（費用）保障について介護医療保険料控除（上限4万円）が設けられました。また、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額も4万円です。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約（旧契約）については、従前とおりとされました。

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2 + 12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

③ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方について一般生命保険控除又は個人年金保険料控除を受ける場合には、新契約及び旧契約にかかわらず、それぞれに計算した金額の合計額（上限4万円）になります。

確定申告には、便利なe-taxをご利用ください。

e-taxをご利用されると次のような利点があります。

- 国税庁ホームページから電子申告
- 最高3,000円の税額控除（平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回）
- 添付書類の提出を省略（確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります）。
- 還付金がスピーディー
- 24時間いつでも利用可能



e-Taxの利用に際しては、住民基本台帳カード、電子証明書の取得（手数料が必要です）、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。また、電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期間切れにご注意ください。「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期間は3年となっており、有効期間切れの場合は、新たに取得する必要があります。

確定申告会場（町民センター1階子供会室）で、e-Taxで申告することのできるパソコンを準備いたしますのでご利用ください。

※パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ www.e-tax.nta.go.jp

税に関する情報は国税庁ホームページ www.nta.go.jp

確定申告に関する問い合わせは、役場住民課税務係（電話32-2422）
または、名寄税務署（電話01654-2-2157）までご相談ください。

**町職員人事異動**

～ 12月31日付退職 お世話になりました ～

伊 藤 明（教育委員会次長補佐）